

特定非営利活動促進法改正のご案内

法改正（令和3年6月9日施行）等に伴い、以下のとおり取扱いを変更します。詳細は手引でご確認ください。

➤ 申請書・届出書の押印は廃止します

所轄庁に提出する申請・届出等の書類について、押印は不要とします。

※議事録は、定款で定めた方法で署名人氏名等を記入してください。

※「就任承諾書及び誓約書」も押印不要ですが、法人内の規定により、署名又は記名押印とすることを妨げるものではありません。

➤ 原本証明は不要とします

「就任承諾書及び誓約書」、「議事録」について、原本証明は不要とします。書面の写しをそのまま提出してください。

※法務局での登記手続き等では取扱いが異なる場合がありますので、各関係機関にお問い合わせください。

➤ 縦覧期間が短縮されます

①設立認証、②定款の変更、③合併の認証申請の縦覧期間は、1か月から2週間に短縮されます。

※縦覧事項は、認証又は不認証の決定まで、インターネットを利用し公表します。

➤ 所轄庁による縦覧・公表、閲覧・謄写の対象から、個人の住所は除外されます（個人情報保護）

①認証申請があった場合に、所轄庁が縦覧、公表する「役員名簿」

②請求があった場合に、所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」と「社員名簿」から、それぞれ個人の住所を除きます。

※所轄庁に提出する際には、個人情報の記入は必要です。

【お問い合わせ先】

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 協働推進担当

電話 0985-26-7048

メール seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp